



平成 20 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名 リオン株式会社
代表者名 代表取締役社長 井上清恆
(コード番号 6 8 2 3 東証第 2 部)
問合せ先 常務取締役経営企画統括部長
清水健一
(TEL.042-359-7099)

内部統制に係る基本方針について

当社は、平成 20 年 5 月 16 日開催の取締役会において、平成 18 年 5 月 19 日に決議した内部統制に係る基本方針に関し、下記のとおり改訂を決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

内部統制に係る基本方針

【取締役の職務に関する事項】

1 . 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営企画統括部担当役員を法令順守に係る統括責任者とし、「法令・社内標準等順守規定」に基づき、取締役の職務の執行が関係法令、定款、社内標準等に適合する法令順守体制を維持・推進する。

「内部通報規定」に基づき、取締役の職務の執行が関係法令、定款、社内標準等に適合する体制を維持・推進する。

監査役と監査部が連携して企業理念、経営理念、行動規範、関係法令、定款等の順守に係る社内標準に基づく職務の執行状況を定期的に監査し、取締役会に報告するとともにレビューを行い、改善を図る。

2 . 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会の議事録及び取締役の職務執行に係る情報、その他稟議書等の社内文書は、「取締役会規則」及び「文書取扱規定」の定めにより適切に作成・保存し、取締役及び監査役が確実かつ速やかに検索・閲覧可能な状態で保管・管理する。

3 . 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社は、社長の任命により取締役をリスク管理に係る推進責任者とし、さらに、部門担当役員を各部門のリスク管理責任者とし、業務プロセス毎のリスクに対して適正な内部統制

を行う。

リスク管理に係る「リスク管理規定」、「法令・社内標準等順守規定」、「財務報告に係る内部統制規定」、「内部通報規定」、「経理規定」、「与信限度管理規定」、「個人情報管理規定」等を含む社内標準に基づき、予測されるリスクに対して適正な内部統制を行う。

不測の事態が生じた場合には、「緊急事態対策規程」に基づき対処する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「取締役会規則」に基づき、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催して、当社の経営方針及び経営戦略等に係る重要事項を決議する。

職務執行の具体策については、定期的で開催する経営会議において審議し、取締役会の決議に資する。

取締役会決議及び経営会議の審議結果のうち、全社員に周知する必要がある事項については、各統括部の部課長会を通じて周知し、「職務権限規定」に基づき、使用人に対して有効かつ効率的な職務の執行を指示する。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「法令・社内標準等順守規定」及び「教育・訓練に関する規定」に基づき、企業理念をはじめとする法令順守に係る教育・訓練を定期的を実施し、「内部品質監査規定」、「内部環境監査規定」及び「内部監査規定」に基づく監査を定期的を実施して、使用人の法令順守体制の実効を図る。

6. 当社並びに当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の子会社における業務の適正を確保するため、当社の企業理念、経営理念及び行動規範をすべての子会社に適用し、これらを基礎として、当社の子会社の行動基準、諸規定等を定めるものとし、当社の子会社の経営管理は、「関係会社管理規定」に基づいて行う。

当社の子会社毎に管理担当者を派遣し、各管理担当者は、当社の子会社の監査担当役員及び監査役の指示に基づき、業務の適正化に係る体制の維持・推進を図る。

経営企画統括部担当役員は、当社の子会社にかかわるグループ経営会議を定期的招集・開催して、円滑な情報交換を図ることにより、当社の子会社各社の業務の適正化を推進する。

【監査役の職務に関する事項】

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役から求めがあった場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。

8. 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する使用人の人事に関する事項の決定に際しては、監査役の事前の同意を得るものとする。

9 . 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、取締役及び使用人が監査役に報告する事項及び時期を予め定め、業務又は事業の業績に重大な影響を及ぼす事項については、取締役及び使用人が監査役に随時報告する体制を維持する。

「内部通報規定」を適切に運用することにより、法令違反等については監査役に随時報告する体制を維持する。

10 . その他監査役が監査が実効的に行われていることを確保するための体制

当社は、「監査役会規則」に基づき、定期的に監査役会を開催し、監査の方針、監査計画、監査の方法等については、監査役会の決議をもって策定する。

監査役は、監査部の監査計画、監査の方法等について協議するとともに、内部監査報告書及び指摘事項措置報告書に対する意見交換を行うなど、密接な連携を図る。

監査役が、会計監査人及び取締役から当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した旨の報告を受けた場合には、その事実を監査役会に報告する。監査役会はその事実を精査する。

以上